

「ゾーン30」 が始まりました

「ゾーン30」とは

生活道路における歩行者などの安全を確保するため、区域（ゾーン）を定めて、自動車などの最高速度を 30km/h に規制するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、区域内の速度抑制や抜け道として通過する行為の抑制を図ることを目的に岐阜警察本部が主体となって進めている事業です。

設置状況

笠松町では令和2年2月から西金池町・東金池町地内でゾーン30が設置されました。ゾーン30を示すために、次のような標示・標識を設置します。

■ 標示



■ 標識



ドライバーのみなさんへ

- ・ゾーン内は、最高速度 30km/h を守りましょう。
- ・ゾーン内は、歩行者や自転車に十分注意して通行してください。
- ・ゾーン内の通り抜けは、できるだけ控えてください。(特に朝・夕)



